

第 4 回 第 2 農 地 部 会 議 事 錄

日 時 令和 7 年 4 月 16 日 (水) 午後 3 時 00 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 田口 慶則 ・ 7 野田 清太 ・ 14 池山 允敏 ・ 15 宮本 政春
16 中村 高之 ・ 17 西森 偉統 ・ 20 諸戸 善昭 ・ 22 中野 たつ子
24 岡田 勇樹

以上 9 名

欠席部会委員 18 結城 晉三

出席部会員外委員

議長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 辻岡事務局長・加賀事務局次長・小谷主事

総合支所 久居：若松主査 一志：田中主事
白山：村瀬主事 美杉：谷担当主幹

議事録署名者 6 田口 慶則 ・ 7 野田 清太

事項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（賃貸借権）

議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借） <別冊>

議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見書の提出について（所有権移転） <別冊>

議事の大要

議長	それでは、第4回第2農地部会を開会させていただきます。 本日の欠席は18番 結城 晉三委員の1名で出席委員数は9名でございます。 議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。 6番 田口 慶則委員、7番 野田 清太委員の両委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひします。 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願ひいたします。 それでは初めに会長専決等の報告事項に入ります。
事務局	議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが議案書の訂正をお願いいたします。 皆様のお手元に配らせていただいている訂正文でございますが、13ページ、議案第3号、番号2、この案件につきましては取下げ願が提出されましたので、削除をお願いいたします。 また、この削除に伴いまして、16ページの下の合計欄について、合計34筆を33筆に、計10, 889m ² を8, 833m ² に、そして畠9, 052m ² を6, 996m ² に訂正をお願いいたします。 それから、別冊でお配りしております津市農用地利用集積等促進計画の11ページの番号32の権利を設定する者の住所につきまして、津市木造町_____外を津市木造町_____外に訂正をお願いいたします。 訂正是以上でございます。 それでは、議案書の1ページから2ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。 番号1から7で、件数は7件、合計面積は16, 498m ² で、すべて田でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。 3ページから8ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。 番号1から12で、件数は12件、合計面積は40, 495. 87m ² で、その内訳は田が29, 604m ² 、畠が10, 643. 87m ² 、その他が248m ² でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。 9ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。 番号1 共同住宅用地

以上、件数は1件、合計面積は203m²で、すべて畠でございます。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 10ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗葉、申請地 庄田町貝下_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 134m² 外1筆、合計面積 1, 196m²、受人 _____、面積 0m²、渡人 _____。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号2、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬大世古_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 289m² 外6筆、合計面積 1, 604. 96m²、受人 _____、面積 0m²、渡人 _____。

譲受理由は受贈のため、譲渡理由は贈与のためです。

番号3、地区 川合、申請地 一志町小山鳥居ノ本_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 333m²、受人 _____、面積 0m²、渡人 _____。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号4、地区 川合、申請地 一志町庄村日置前_____、登記地目・現況地目とも田、面積 390m² 外3筆、合計面積 3, 587m²、受人 _____、面積 2, 601. 42m²、渡人 _____。

譲受理由は受贈のため、譲渡理由は贈与のためです。

11ページをお願いいたします。

番号5、地区 川口、申請地 白山町川口神田_____、登記地目・現況地目とも田、面積 823m²、受人 _____、面積 589, 481. 88m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号6、地区 大三、申請地 白山町三ヶ野中村_____、登記地目・現況地目とも田、面積 317m² 外3筆、合計面積 809. 52m²、受人 _____、面積 3, 589m²、渡人 _____ 外1名。

譲受理由は耕作利便のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号7、地区 伊勢地、申請地 美杉町石名原桐ヶ久保_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 152m²、受人 _____、面積 2, 786m²、渡人 _____。

譲受理由及び譲渡理由は、自作地相互の交換のためです。

番号8、地区 伊勢地、申請地 美杉町石名原桐ヶ久保_____、登記地目・現況地目とも田、面積 850m²、受人 _____、面積 2,686m²、渡人 _____。
譲受理由及び譲渡理由は、自作地相互の交換のためです。

番号9、地区 多気、申請地 美杉町上多気町屋_____、登記地目・現況地目とも田、面積 522m² 外1筆、合計面積 1,218m²、受人 _____、面積 30,796m²、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は9件、合計面積は11,573.48m²で、その内訳は田が9,573.52m²、畠が1,999.96m²でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。
1番、お願いします。

野田委員 7番の野田です。4月8日に田口委員、中野委員、久居の事務局で見てきました。渡人でございますけれども、高齢により作業が困難とあり、受人に売却を行うものであります。新規就農となっておりますけれども、親は農業経験があり、親の指導を受けながら作業するということでございます。何ら問題はないと思います。事務局の説明のとおりでございます。

議 長 2番、お願いします。

宮本委員 15番、宮本です。事務局の説明のとおりでございます。よろしくお願ひします。

議 長 3番、4番、続けてお願いします。

池山委員 14番、池山です。4月8日に地元推進委員と宮本委員、事務局で確認してまいりました。

3番につきましては、_____の集落の北のほうで_____に近いところでございますが、事務局の説明のとおりで、何ら問題はないという判断をいたしました。

それから、4番でございますが、同じく4月8日に地元推進委員と宮本委員、事務局で確認しております。事務局の説明のとおりで、何ら問題はないということを確認しております。以上です。

議 長 5番、お願いします。

西森委員 17番、西森です。4月8日に中村、岡田、西森農業委員、それから行政書士、それから白山の事務局というメンバーで見てまいりました。場所は_____といったところでございます。事務局の説明どおりというところでございます。以上です。

議長 6番、お願ひします。

中村委員 16番、中村です。4月8日に西森、岡田委員、事務局と行政書士で現地確認をしました。現状、柿が植えてありまして管理されておりました。何ら問題ありません。よろしくお願ひします。

議長 7番、8番、9番お願ひします。

事務局 すみません、結城委員欠席のため、美杉事務局です。

8日に現地確認をいたしました。受人は最寄りで耕作している_____さんという方ですが、この人が近隣の土地を耕作してみえるということで、この_____さんという方に、次の8番も同じ人ということで、_____さんがこちら辺は一切するということですので、効率よくできるとのことです。

9番の譲受人の_____さんにつきましては、認定農家も取っており、現在も農地をしっかりと耕作されていますので、特に問題はないとのことです。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 大井、申請地 一志町井関西菅谷_____、登記地目 田、現況地目 山林、面積 644m² 外2筆、合計面積 1,668m²、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

平成15年11月頃に山林にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 伊勢地、申請地 美杉町石名原桐ヶ久保_____、登記地目
田、現況地目 宅地、面積 306m²、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を倉庫用地とするものです。

昭和56年頃に農業用倉庫を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 下之川、申請地 美杉町下之川向田_____、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 687m²、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

平成元年12月頃に住宅用地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は2, 661m²で、すべて田でございます。

これらの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

宮本委員 15番、宮本です。8日に現地確認に行ってまいりました。事務局の説明のとおりで問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 2番、3番、お願ひします。

事務局 美杉事務局です。8日に現地確認いたしました。これも_____さんという方ですが、営農拡大のための農作業用倉庫が必要になったため、この農業用倉庫を大きくするということでございますので、よろしくお願ひします。

3番、これも同じく8日に現地を確認いたしております。これは、旧宅地の建物が老朽化し、住居として住めないためということでございます。何ら問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 地元委員の説明が終わりましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定した

いと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居相川町北相川_____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,196m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は371m²、パネルの設置率は31%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、申請地 庄田町八王子田_____、登記地目 井溝、現況地目 畑、面積 14m² 外5筆、合計面積 1,912m²、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を建壳（分譲）住宅用地とするものです。

許可書の交付につきましては津市開発指導要綱との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬城之腰_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 204m² 外1筆、合計面積 385m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を工場用地とするものです。

昭和53年7月頃に工場用地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

14ページをお願いいたします。

番号5、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬大世古_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 99m² 外4筆、合計面積 471m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を工場用地とするものです。

昭和58年1月頃に工場用地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬若松_____、登記地目 畑、現況地目 雜種地、面積 12m² 外1筆、合計面積 246m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を物置用地とするものです。

昭和52年8月頃に物置を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬小俣_____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 677m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

昭和45年11月頃に山林にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 川合、申請地 一志町小山鳥居ノ本_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 468m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 川合、申請地 一志町片野北浦_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 207m² 外1筆、合計面積 309m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を建売（分譲）住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

15ページをお願いいたします。

番号10、地区 高岡、申請地 一志町其倉谷出_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 228m² 外6筆、合計面積 977m²、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は433.4m²、パネル設置率は44.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 高岡、申請地 一志町其倉谷出_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 223m² 外1筆、合計面積 655m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は309.6m²、パネル設置率は47.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 大三、申請地 白山町三ヶ野中村_____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 320m²、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

平成3年頃に山林にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 八ツ山、申請地 白山町古市中切_____、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 68m² 外1筆、合計面積 183m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

昭和50年頃に駐車場用地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

16ページをお願いいたします。

番号14、地区 多気、申請地 美杉町下多気六田_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 1, 034m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は516m²、パネル設置率は49.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は13件、合計面積は8, 833m²で、その内訳は田が1, 811m²、畠が6, 996m²、その他が26m²でございます。

これらの案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。
1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。4月8日に諸戸部会長と中野委員と事務局と確認してまいりました。事務局の説明どおりでございます。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 3番、お願いします。

野田委員 7番、野田でございます。3番でございますが、渡人が遠方でこのまま管理ができないということで、現在荒地となっているところでございます。受人が購入して建売住宅を計画しております。周辺はもう宅地化されておりますので、何ら問題ないと思います。以上でございます。

議長 4から7番までお願いします。

宮本委員 15番、宮本です。8日に確認をしてきました。内容は事務局の説明のとおりです。よろしくお願いします。

議長 8番から11番までお願いします。

池山委員 14番、池山です。8番、先ほどの案件と同じように、8日に現地確認をしております。事務局の説明のとおり、何ら問題はありません。

それから、9番ですが、これは_____という集落の北で開発しているところです。_____沿いにある道路から少し南に入ったところで、事務局の説明のとおり問題はございません。

それから、10番でございますが、これは11番と地域としては同じ所でございまして、この辺りに太陽光発電施設ができているところでございまして、事務局の説明のとおり、特に問題はございません。以上です。

議長 12番、お願いします。

中村委員 16番、中村です。_____の北のほうで、現在はもう山林になっておりまして、何ら問題ございません。

議長 13番、お願ひします。

西森委員 17番、西森です。4月8日に中村、それから西森というメンバーで現場を見ました。あと事務局と行政書士というメンバーです。場所ですけれども、_____から東のほうへ県道沿いに200mほど行ったところで、もう現状は既に駐車場化というような形をされておりまして、あと始末書もついておりますので、事務局の説明どおりというところでございます。以上です。

議長 14番、お願ひします。

事務局 美杉事務局です。8日に現地確認をいたしました。
特に問題はないとのことでしたので、よろしくお願ひします。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。
ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。
続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 栗葉、申請地 森町下山田_____、登記地目・現況地目とも畠、面積 159m²、借人 _____、貸人 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は159m²で、すべて畠でございます。

この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

野田委員	7番、野田でございます。4月8日に農業委員、久居事務局で見てまいりました。事務局の説明のとおり問題はないものと思われます。以上です。
議長	地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。
部会委員	<一同 意見なし>
議長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。 次に、別冊としてお配りいたしました議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）でございます。 それでは、資料の1ページから18ページをお願いいたします。 18ページに記載させていただいておりますが、件数は39件、合計面積は238, 577m ² で、その内訳は田が233, 884m ² 、畠が4, 693m ² でございます。 意見の提出については、農地中間管理機構は、促進計画の対象となる農地であるときは農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなつております。農業委員会は、賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。 また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなつてゐるかを確認し、意見書を提出します。 今回提出させていただきました促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。 最後に、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりましてご配慮いただきますようよろしくお願ひいたします。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 今回の案件のうち、初めに農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、先にご審議をお願いします。 _____委員。一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 それでは、この案件についてどうですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議いただきましたこの1件についてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 この案件につきましては、適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました案件につきまして、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 これらの案件につきましても適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。

続きまして、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見書の提出について（所有権移転）を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見書の提出について（所有権移転）でございます。

それでは、19ページをお願いいたします。

件数は2件、合計面積は2,306m²で、すべて田でございます。

こちらは農地中間管理機構を活用した売買事業であり、意見の提出については、市町村は促進計画の対象となる農地であるときは農業委員会へ意見を聴取することとなっております。農業委員会は、賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「農地所有適格法人であるか等」の要件を満たしているかを確認し、意見書を提出いたします。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、促進計画を作成します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしてい

ると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 これらの案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することといたします。

以上で、本部会に付議されました審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第4回第2農地部会を閉会します。

午後3時44分

上記は、第4回第2農地部会の議事を録したものである。

令和7年4月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____